

横浜地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 異議決定の処分の取消訴訟事件
国側当事者・国（鎌倉税務署長）
平成26年3月12日棄却・控訴

判	決
原告	甲
同訴訟代理人弁護士	平尾 宏紀
同補佐人税理士	守屋 三郎
同	片 雅範
被告	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	鎌倉税務署長
	小山 賢一
同指定代理人	澁谷 美保
同	菊池 豊
同	箕浦 裕幸
同	石川 毅
同	下村 和正
同	伊倉 博
同	金光 昭二
同	平戸 優子

- 主 文
- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

処分行政庁が平成23年3月18日付けで原告に対してした平成18年分所得税の更正処分のうち総所得金額1305万6365円、課税総所得金額1179万3100円、納付すべき税額0円を超える部分及び還付金の額に相当する税額142万0291円（注・142万0200円の誤記と解されるが、請求の趣旨どおりに記載する。）を下回る部分を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、亡夫が生前締結した生命保険契約（以下「本件保険契約」という。）に付加された家族収入特約（以下「本件特約」という。）に基づく年金の支払を受けていた原告が、平成18年中に9回にわたり年金払に代えて一時金として支払を受けた金員（以下「本件各一時金」という。）に係る所得は一時所得に当たるとして確定申告を行った後、本件各一時金は所得税法施行令（以

下「施行令」という。) 185条の規定に従ってその一時所得の金額を計算すべきであるとして更正の請求(以下「本件更正請求」という。)をしたのに対し、処分行政庁から、本件各一時金のうち最後に受け取った一時金(以下「本件最終一時金」という。)に係る所得のみを一時所得とし、その余の8回の一時金(以下「本件係争一時金」という。)に係る所得を雑所得とする更正(以下「本件更正処分」という。)を受けたため、本件係争一時金に係る所得も一時所得とすべきであるとしてその一部の取消しを求める事案である。

2 前提事実(争いのない事実並びに括弧内掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実(証拠を掲記しない事実は当事者間に争いがない。))

(1) 本件保険契約並びに保険金、年金及び一時金の受領

ア 原告の夫乙(以下「乙」という。)は、平成5年8月24日、A生命保険株式会社(以下「本件保険会社」という。)との間で、自己を被保険者、死亡保険金受取人を原告とする生命保険契約(本件保険契約)を締結した。本件保険契約は、死亡保険金を5000万円とする主契約に家族年金受取人である原告に年金が支払われる特約(本件特約。また、この年金を「本件年金」という。)が付加されたものであった。本件特約では、保険事故が発生した場合、本件保険会社は原告に対して年金額100万円を特約保険期間の25年間で満了するまで支払うものとされ、また、その約款(特約条項)8条(以下「本件一時支払条項」という。)には下記のとおり規定されている(乙2、3)。

記

- 1 家族年金受取人または被保険者は、会社の定めるところにより、年金支払にかえて将来の家族年金または高度障害年金の全部または一部の現価を一時に請求することができます。
- 2 前項の規定により年金の全部の現価を一時に支払った場合には、この特約は消滅します。
- 3 第1項の規定により年金の一部の現価を一時に支払った場合には、会社の定めるところにより年金額を減額します。

イ 乙は、平成11年1月11日、本件保険会社から主契約のリビングニーズ特約により死亡保険金3000万円の支払を受け(乙1)、同年9月5日に死亡した。

ウ 原告は、乙の死亡に伴い、同年9月24日に本件保険会社から死亡保険金2000万円の支払を受けるとともに、本件特約に基づき同月から特約の保険期間の満了日までの残期間である19年間、月額100万円の年金を受け取る権利(以下「本件年金受給権」という。)を取得した。

エ 原告は、本件一時支払条項に基づき、年金額100万円のうち50万円分の将来の年金受取に相当する現価を一時に支払うことを請求し、同年9月24日、6877万0500円の支払を受けた。

原告はその後毎月本件保険会社から本件年金の支払を受けていたが、平成17年2月9日から平成18年9月26日までの間に合計10回、本件年金額の一部の現価を一時に支払うことを請求し、その支払を受けた。このうち本件係争一時金(平成18年1月5日から同年10月3日まで8回にわたり支払を受けた一時金合計額)は3477万2059円である。

原告は、同年10月19日、減額後の年金額8万円の全ての現価を一時に支払うことを請求し、同月25日、本件最終一時金818万5840円の支払を受けた。これにより本件特約は消滅した。

(2) 確定申告

原告は、平成19年3月5日、平成18年中に受け取った本件各一時金の全てに係る所得を一時所得として計算した平成18年分の所得税の確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を所轄税務署長に提出した。上記確定申告書の内容は以下のとおりである。（△はマイナスを意味する。以下同じ。）

総所得金額	2013万9099円
内訳 不動産所得の金額	△282万4555円
給与所得の金額	85万円
一時所得の金額	2071万2593円
雑所得の金額	1200円
純損失の繰越控除額	57万3494円
所得控除の額の合計額	126万3210円
課税総所得金額	1887万5000円
課税総所得金額に対する税額	449万3750円
定率減税額	12万5000円
源泉徴収税額	360万3191円
納付すべき税額	76万5500円

(3) 本件更正請求

原告は、平成22年11月22日、本件各一時金につき、施行令185条を適用してその課税対象額を計算すべきであるとして本件更正請求をした。本件更正請求の内容は以下のとおりである。

総所得金額	858万6867円
内訳 不動産所得の金額	△282万4555円
給与所得の金額	85万円
一時所得の金額	858万6867円
雑所得の金額	1200円
純損失の繰越控除額	0円
所得控除の額の合計額	126万3210円
課税総所得金額	732万3000円
課税総所得金額に対する税額	113万4600円
定率減税額	11万3460円
源泉徴収税額	360万3191円
還付金の額に相当する税額	258万2051円

(4) 本件更正処分

処分行政庁は、平成23年3月18日付けで、本件更正請求に対し、本件最終一時金に係る課税対象額のみを一時所得とし、本件係争一時金に係る課税対象額を雑所得として、その請求の一部を認める本件更正処分をし、これを原告に通知した。

本件更正処分における認定は次のとおりである。

総所得金額	1955万4785円
内訳 不動産所得の金額	△282万4555円

給与所得の金額	85万円
一時所得の金額	221万7319円
雑所得の金額	1931万2020円
純損失の繰越控除額	0円
所得控除の額の合計額	126万3210円
課税総所得金額	1829万1000円
課税総所得金額に対する税額	427万7670円
定率減税額	12万5000円
源泉徴収税額	360万3191円
納付すべき税額	54万9400円

(5) 不服申立てと本件訴えの提起

原告は本件更正処分について平成23年5月10日付けで処分行政庁に対し異議申立てをしたが、同年7月8日付けで棄却決定を受けた（甲2の1、2の2）。そこで、同年8月4日に国税不服審判所長に対し審査請求をしたが、平成24年7月11日付けで棄却裁決を受け、同月21日に裁決書謄本を受領した（甲3の1）。原告は平成25年1月15日に本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

3 関連法令等

(1) 所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下「法」という。）

法34条1項は「一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう」と規定している。

法35条1項は「雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう」と規定している。

(2) 所得税法施行令

ア 施行令183条は、1項において、生命保険契約等に基づく年金の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算を定め、2項において、生命保険契約等に基づく一時金（法31条各号（退職手当等とみなす一時金）に掲げるものを除く。）の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該一時金に係る一時所得の金額の計算を定めており、生命保険契約等に基づき支払われるものであっても、年金と一時金とで異なる所得区分の扱いをしている（施行令183条1項、2項）。

イ 施行令185条は、最三小判平成22年7月6日民集64巻5号1277頁を受け、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金について、所得税と相続税又は贈与税との二重課税を排除し、当該年金のうち相続税又は贈与税の課税対象となる部分を除外した部分が所得税の課税対象となるものとして、これを雑所得としてその計算方法を定めたものである。同条の施行は平成22年10月20日であるが、同日以後に適法に行われる更正の請求にも適用される（平成22年政令第214号附則1項、2項）。

(3) 所得税法基本通達35-3（以下「本件通達」という。）

本件通達は、施行令185条の規定の対象となる年金の受給資格者に対し当該年金に代えて

支払われる一時金のうち、当該年金の受給開始日以前に支払われるものは一時所得の収入金額とし、同日後に支払われるものは雑所得の収入金額とすると定め、ただし、同日後に支払われる一時金であっても、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものは、一時所得の収入金額として差し支えないと定めている。

4 本件更正処分の根拠

被告の主張する本件更正処分の根拠は別紙のとおりである。

5 争点及び当事者の主張

本件の主な争点は、本件係争一時金に係る所得が所得税法上の雑所得又は一時所得のいずれに該当するかであり、当事者の主張は次のとおりである。

(被告の主張)

(1) 一時所得と雑所得の区別は、当該所得が一時所得に該当するか否かで決せられるものであり、一時所得に該当するためには、利子所得又は譲渡所得のいずれにも該当しないことを前提にして、①営利を目的とする継続的行為から発生したいわゆる所得源泉のある所得以外の一時の所得であること、②労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であることの2つの要件を具備する必要がある、所得源泉の有無は、所得の基礎の源泉性を認めるに足りる継続性、恒常性があるかにより判断すべきである。

(2) 本件年金は、乙が本件保険会社と締結した本件保険契約の本件特約に基づき、原告がその支払を受けた金員であることから、本件年金の所得の源泉は本件年金受給権である。本件年金受給権は、本件特約の特約保険期間満了日までの残期間である19年間、毎月定期的に支払われることが予定されていたことからすると、所得に源泉性を認めるに足りる継続性、恒常性がある。よって、本件年金は所得源泉を有するものであり、本件年金が年金として支払われる限り、これに係る所得は一時所得に該当せず、雑所得に該当する。

本件各一時金は、本件年金の受取に代えてその一部に相当する現価を一時に支払うよう原告が本件保険会社に請求し、その支払を受けたものであるから、本件各一時金の一部である本件係争一時金の所得源泉もまた本件年金受給権である。そうであれば、本件係争一時金に係る所得は、所得の基礎に源泉性が認められることから、一時所得には該当せず、雑所得に該当する。

また、本件係争一時金が支払われた後本件最終一時金が支払われるまでの間、本件特約に基づく本件年金の支払が予定されていたのであるから、本件係争一時金は、本件通達の定めのうち「将来の年金給付の総額にかえて支払われるもの」に該当せず、これに係る所得を一時所得として取り扱う余地もない。

(3) 原告は、本件係争一時金は、本件年金の支給開始後に年金に代えて支払われたことから、その将来の運用益を失うこととなり、所得の基礎に源泉性が認められなくなると主張する。しかし、原告が本件係争一時金を受領しても、一定の源泉である本件年金受給権から生じたものであるという性格が変わることはないから、原告の主張は理由がない。

また、原告は本件最終一時金のみを一時所得として扱うことは公平負担の原則に反すると主張する。しかし、原告は自ら年金払を選択して本件年金を継続して受け取った後、本件一時支払条項に基づいて平成18年に9回に分けて一時金払を請求したのである。本件年金全額を一時金として受け取った場合と比較して結果的に原告の税負担が増加したとしても、それは原告自身の選択の結果であるから何ら不公平でも不合理でもない。本件通達は、年金に代えて一時金を複数回受領した場合において、所得区分の違いから税負担の違いが生ずることを考慮して、

公平負担の観点を踏まえて定められたものであり、本件通達による一時金の取扱いを不公平、不合理であるということはできない。

(原告の主張)

- (1) 一時所得と雑所得の区別及び本件年金に係る所得が雑所得に該当することについては、被告の主張に異論はない。
- (2) 本件生命保険契約における本件一時支払条項によれば、①家族年金の受取人は、会社の定めるところにより、年金支払に代えて将来の家族年金の全部又は一部を現価により請求することができ、②上記①の規定により年金の全部を現価で支払った場合には、当該特約は消滅し、③上記①の規定により年金の一部の現価を一時に支払った場合には、会社の定めるところにより年金額を減額するものとされている。

年金保険契約は、一定の保険料が支払われたことを前提に、保険会社側においてその保険料のうち年金として払い戻されていない部分を受給期間満了まで運用して利益を上げ、その上げた利益の一部を保険契約者側に償還することを想定している。他方、一時金は年金の場合とは異なり保険会社側において支払期以降の運用は想定されていないから、これに伴う運用益の償還もない。施行令183条1項、2項は、同じ保険制度の中において、年金と一時金との間にはこのように利益償還性が相違することに着目して、所得区分を相違させたものである。本件年金についても、本件年金受給権自体、一時金として支払われる限度において将来の利益償還を予定しないものに変質し、所得の基礎に源泉性を認めるに足りる継続性、恒常性を欠くこととなる。よって、本件係争一時金に係る所得は一時所得である。

なお、被告は、保険の本質を特定の契約者と保険会社との個別の関係から導くことは適切ではないなどとして、本件年金と払込済保険料の個別の運用益との関係を否定するが、本件年金自体が個別の運用益と希薄な関係にあったとしても、年金保険が資産運用の側面を有していることは疑いがないから、上記の評価に影響しない。

さらに、本件最終一時金に係る所得のみを一時所得とすることは不合理である。原告がわずか1年にも満たない間に9回にわたり一時金の支払を受けたのは、必要に応じて一時金の支払を請求したからに過ぎず、格別の意義を持たない。それにもかかわらず、一時金を1回にまとめて請求して支払を受けた場合に比して高額の税金を負担させられる扱いは公平でなく、不合理である。この点からも本件係争一時金に係る所得は一時所得とすべきである。

- (3) 以上によれば、平成18年分の所得税額は、本件各一時金に係る所得を全て一時所得とした上、施行令185条を類推適用してその所得の金額を計算して求めるべきであり、以下のとおりとなる。

総所得金額	1305万6365円
内訳 不動産所得の金額	△282万4555円
給与所得の金額	85万円
一時所得の金額	3005万9440円
雑所得の金額	1200円
純損失の繰越控除額	0円
所得控除の額の合計額	126万3210円
課税総所得金額	1179万3100円
課税総所得金額に対する税額	230万7900円

定率減税額	12万5000円
源泉徴収税額	360万3191円
還付金の額に相当する税額	142万0200円

第3 当裁判所の判断

1 問題の所在

被告の主張は、本件係争一時金に係る所得は雑所得に該当し、本件最終一時金に係る所得は一時所得に該当するとした上で、これに施行令185条を適用（雑所得に対し）ないし類推適用（一時所得に対し）して税額の計算をすべきであるというものであると理解することができる。他方、原告は、本件各一時金の全てすなわち本件係争一時金及び本件最終一時金に係る所得は一時所得に該当するとした上で、これに施行令185条を類推適用して税額の計算をすべきであると主張する。本件においては、①本件係争一時金に係る所得が一時所得か雑所得かという問題のほかに、②仮に一時所得とした場合にこれに施行令185条を類推適用することができるかという問題が存在するのであるが、②の点については、被告は、その本件最終一時金に関する主張からして、これを争わないものと解される。

そこで、当裁判所も、当事者が争点として設定する①の点についてのみ検討を行う。

本件係争一時金に係る所得は、一時所得及び雑所得以外の各種所得のいずれにも該当しないと解される。そして、法34条1項及び35条1項の定めからすると、本件係争一時金に係る所得については、一時所得に該当するか否かをまず判断すべきことになり、一時所得に該当しないと判断されれば自ずから雑所得に該当することになる。本件係争一時金は、生命保険契約に基づく死亡保険金と同じ性格を有する給付とみることができるから、営利を目的とする継続的行為から生じたものとはいえず、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有するものともいえない。そのため、本件係争一時金に係る所得が一時所得に該当するか雑所得に該当するかは、専らそれが「一時の所得」に該当するか否かによって定まることになる。そして、ここにいう「一時の所得」とは、一時的、偶発的に生じた所得を意味すると解すべきである。

生命保険契約に基づく死亡保険金は、死亡という偶発的な保険事故により発生するものであるから、これが一時に支払われる限り、「一時の所得」に該当する。ただし、本件のように被相続人の死亡により相続人がその死亡保険金を取得した場合、これには相続税が課され（相続税法3条1項1号）、所得税は課されない（法9条1項16号）。

これに対し、生命保険契約に基づく保険金で、被相続人の死亡により相続人に対し年金の方法により支払われるものについては、その年金受給権の経済的価値に対して相続税が課されることとなり、その課税対象となる当該年金受給権の価額は、その取得の時における時価、すなわち将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額である（相続税法24条参照）。この場合、その価額と残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとみことができ、これは所得税の課税対象となる（前掲最三小判平成22年7月6日参照）。施行令185条はこの所得税に係る所得の計算規定であり、「当該年金に係る雑所得の金額の計算については」と規定していることから分かります。同条はこの所得税に係る所得を一時所得ではなく雑所得としているのである。年金受給権に基づき年金として継続的に支払われるものである以上、これに係る所得を一時的、偶発的なものとみることができないという考え方に基づくものであると解される。

以上によれば、本件年金に係る所得は雑所得に該当する。そして被告は、本件年金に係る所得が雑所得に該当する以上、これが一時金として支払われたにすぎない本件係争一時金に係る所得も雑所得に該当すると主張する。これに対し原告は、本件年金に係る所得が雑所得に該当することに異論はないとしながら、一時金として支払われることによって性質を変じ、本件係争一時金に係る所得は一時所得になると主張するので、以下検討する。

2 本件係争一時金に係る所得の性質

本件年金の源泉は本件特約に基づき乙の死亡により原告が取得した本件年金受給権である。本件係争一時金は、本件一時支払条項に基づいて、本件年金の将来の支払に代えてその一部をその時点における時価で受け取ったものであるから、その源泉が本件年金受給権であることに変わりはなく、一時金として支払われることによって直ちにその所得の性質が変ずるとは考え難い。よって、本件係争一時金に係る所得は、本件年金に係る所得と同じく、雑所得に該当するというべきである。

これに対して、原告は、本件年金の将来の支払分が減額され、一時金として支払われた部分については、本件年金受給権自体がその限度において消滅し、将来の利益償還を予定しないものに変質するから、所得の性質も変更されると主張する。しかし、ここで問題となるのは、所得が一時的、偶発的なものといえるか否かである。本件年金受給権に基づく本件年金の継続的な支払という確固とした法律的、経済的関係が存在したからこそ、原告は本件係争一時金を取得することができたのであり、これを一時的、偶発的なものとみることができないというほかない。

また、原告は、本件係争一時金に係る所得を雑所得としながら本件最終一時金に係る所得を一時所得とする本件通達の扱いが不合理であることを根拠に被告の主張は不当であると主張するが、本件係争一時金に係る所得が雑所得に該当するのは前記のとおり法34条1項及び35条1項の解釈によるものであり、本件通達の内容によって、この解釈が変わるものではない。

原告は、本件各一時金を1回にまとめて支払を受けた場合と比較して高額の所得税を負担することとなっており、実質的に不公平であり不合理であるとも主張するところ、確かに一時金の受給の仕方によって、課税される額に不均衡が生ずることは否定することができない。しかし、本件係争一時金に係る所得の性質が雑所得と認められる以上、それに応じた課税がされることはやむを得ないところであり、これによりある程度不均衡を生ずることがあるとしても、それは、9回にわたって本件各一時金の支払を受けたという原告自らの選択によるものであり、これにより税負担が増加する結果になったとしても、不公平、不合理とまでいうことはできない。

よって、原告の主張はいずれも理由がなく、本件係争一時金に係る所得を雑所得として行われた本件更正処分は適法である。

第4 結論

以上のとおり、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 佐村 浩之

裁判官 倉地 康弘

裁判官 石井 奈沙

別紙 本件更正処分の根拠及び適法性

1 本件更正処分の根拠について

被告が本訴において主張する本件係争年分の所得税額等は次のとおりである。

(1) 総所得金額 2542万6372円

上記金額は次のアの不動産所得の金額（損失の額）をイの給与所得の金額及びエの雑所得の金額から順次控除し（法69条1項及び施行令198条）、その当該控除後の金額2276万6660円及びウの一時所得の金額の2分の1に相当する265万9712円（法22条2項2号）を合計した金額である。

ア 不動産所得の金額 △282万4555円

上記金額は、原告が本件確定申告書に記載した金額と同額である。

イ 給与所得の金額 85万円

上記金額は、原告が本件確定申告書に記載した金額と同額である。

ウ 一時所得の金額 531万9424円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)ないし(エ)の金額を控除した金額である。

(ア) 総収入金額 917万7127円

上記金額は別表3の「一時所得にかかる金額」欄の「合計」欄の金額である。

(イ) 一時所得の総収入を得るために支出した金額 18万3543円

上記金額は(ア)の金額に次により得られた0.02を乗じた金額である。

相続税等にかかる生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その年に支払を受ける当該年金に当該支払総額のうちに当該生命保険契約等に係る保険料の総額の占める割合を乗じて計算した金額である（施行令185条1項8号）。

本件における上記割合は、前提事実(1)イ、ウ及びエの第1文とおり、年金が支払総額1億1400万円、掛金の総額が204万0350円であるから、当該支払総額のうちに当該生命保険契約等に係る保険料の総額に占める割合は次のとおりとなる。

$204万0350円 \div 1億1400万円 \approx 0.02$ （185条1項11号より小数点3位以下を切り下げた。）

(ウ) 一時支払のために減額された金額 317万4160円

上記金額は別表1の「減額された金額」欄の本件最終一時金（順号11）の金額である。

(エ) 特別控除額 50万円

上記金額は、法34条3項に規定する金額である。

エ 雑所得の金額 2474万1215円

次の(ア)の金額と(イ)の金額の合計額である。

(ア) 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額

2474万0015円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの金額を控除した金額である。

a 総収入金額 3967万1384円

上記金額は、別表3の「雑所得に係る金額」欄の「合計」欄の金額である。

b 必要経費の金額 79万3428円

上記金額は上記aの金額に前記ウ(イ)の0.02を乗じた金額である。

c 一時支払のために減額された金額 1413万7941円

上記金額は別表1の「減額された金額」欄の本件係争一時金（順号3ないし10）の各金額の合計額である。

(イ) 還付加算金の金額 1200円

上記金額は、原告が本件確定申告書に記載した金額と同額である。

(2) 所得控除の額の合計額 126万3210円

上記金額は、原告が本件確定申告書に記載した金額と同額である。

(3) 課税総所得金額 2416万3000円

上記金額の上記(1)の総所得金額2542万6372円から上記(2)の所得控除の額の合計額126万3210円を控除した後の金額である。（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたものである。）

(4) 納付すべき税額 272万2100円

上記金額は、次のアの金額からイ及びウの各金額を差し引いた後の金額である。（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたものである。）

ア 課税総所得に対する税額 645万0310円

上記金額は前記(3)の課税総所得金額2416万3000円に法89条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定に基づいて所定の税率（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税法及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号。平成18年法律第10号による廃止前のもの。以下「負担軽減措置法」という。）4条の特例を適用したもの。）を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 12万5000円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項により算出した金額である。

ウ 源泉徴収税額 360万3191円

上記金額は、原告が本件確定申告書に記載した金額と同額である。

2 本件更正処分の適法性について

被告が本訴において主張する原告の平成18年分の所得税の納付すべき税額は、前記1(4)のとおり、272万2100円であるところ、この金額は本件更正処分における納付すべき税額54万9400円を上回るから、本件更正処分は適法である。

本件年金に代えて支払を受けた一時金の内訳

(単位：円)

順号	略称	請求年月日	請求額		月額年金総額 (500,000円) に占める割合	支払年月日	一時支払額 ②	一時支払後の 年金月額	支払予定額 (①×残月数)		減額された金額 (③－②)	
			区分	年金月額 ①					残月数	支払予定額 ③	各請求対応額	集計額
1	平成17年 一時金	平成17年2月9日	一部	50,000	(90,000円) 18%	平成17年2月16日	5,615,165	450,000	163	8,150,000	2,534,835	4,475,395
2		平成17年5月23日	一部	40,000		平成17年5月31日	4,419,440	410,000	159	6,360,000	1,940,560	
3	本件 各係争金員	平成17年12月28日	一部	80,000	(330,000円) 66%	平成18年1月5日	8,575,736	330,000	152	12,160,000	3,584,264	14,137,941
4		平成18年2月2日	一部	30,000		平成18年2月7日	3,201,453	300,000	151	4,530,000	1,328,547	
5		平成18年3月28日	一部	50,000		平成18年4月3日	5,287,595	250,000	149	7,450,000	2,162,405	
6		平成18年4月29日	一部	20,000		平成18年5月9日	2,105,406	230,000	148	2,960,000	854,594	
7		平成18年6月6日	一部	60,000		平成18年6月9日	6,287,328	170,000	147	8,820,000	2,532,672	
8		平成18年7月16日	一部	30,000		平成18年7月21日	3,129,216	140,000	146	4,380,000	1,250,784	
9		平成18年8月30日	一部	30,000		平成18年9月4日	3,100,320	110,000	144	4,320,000	1,219,680	
10		平成18年9月26日	一部	30,000		平成18年10月3日	3,085,005	80,000	143	4,290,000	1,204,995	
11	本件 最終一時金	平成18年10月19日	全部	80,000	(80,000円) 16%	平成18年10月25日	8,185,840	0	142	11,360,000	3,174,160	3,174,160
合計							52,992,504			74,780,000	21,787,496	

(注) 本件各係争金員と本件最終一時金を併せたものが平成18年一時金である。

別表 2 省略

雑所得及び一時所得の課税対象額の計算過程

(単位：円)

年分	該当期間	算式			支払年金対応額の合計額		雑所得に係る金額		一時所得に係る金額	
		「1単位あたりの 金額」	「経過年数」 又は(注1)の年数	「支払いを受ける 月数を乗じて 12で除す」	各該当期間 対応額	区分計算 ごとの集計額 ①	構成 比率	金額 (①×構成比率)	構成 比率	金額 (①×構成比率)
平成18年分	1月～8月	428,571	× 6	× 8 ÷ 12	1,714,284	2,214,283	82%	1,815,712	—	—
	9月～10月	428,571	× 7	× 2 ÷ 12	499,999				(注2)	(注2)
	11月～12月	428,571	× 7	× 2 ÷ 12	499,999	499,999	66%	329,999	16%	79,999
平成19年分	1月～8月	428,571	× 7	× 8 ÷ 12	1,999,998	3,142,854	66%	2,074,283	16%	502,856
	9月～12月	428,571	× 8	× 4 ÷ 12	1,142,856					
平成20年分	1月～8月	428,571	× 8	× 8 ÷ 12	2,285,712	3,571,425	66%	2,357,140	16%	571,428
	9月～12月	428,571	× 9	× 4 ÷ 12	1,285,713					
平成21年分	1月～8月	428,571	× 9	× 8 ÷ 12	2,571,426	3,999,996	66%	2,639,997	16%	639,999
	9月～12月	428,571	× 10	× 4 ÷ 12	1,428,570					
平成22年分	1月～8月	428,571	× 10	× 8 ÷ 12	2,857,140	4,428,567	66%	2,922,854	16%	708,570
	9月～12月	428,571	× 11	× 4 ÷ 12	1,571,427					
平成23年分	1月～8月	428,571	× 11	× 8 ÷ 12	3,142,854	4,857,138	66%	3,205,711	16%	777,142
	9月～12月	428,571	× 12	× 4 ÷ 12	1,714,284					
平成24年分	1月～8月	428,571	× 12	× 8 ÷ 12	3,428,568	5,285,709	66%	3,488,567	16%	845,713
	9月～12月	428,571	× 13	× 4 ÷ 12	1,857,141					
平成25年分	1月～8月	428,571	× 13	× 8 ÷ 12	3,714,282	5,571,423	66%	3,677,139	16%	891,427
	9月～12月	428,571	× (19－(5＋1))	× 4 ÷ 12	1,857,141					
平成26年分	1月～12月	428,571	× (19－(5＋1))	× 12 ÷ 12	5,571,423	5,571,423	66%	3,677,139	16%	891,427
平成27年分	1月～12月	428,571	× (19－(5＋1))	× 12 ÷ 12	5,571,423	5,571,423	66%	3,677,139	16%	891,427
平成28年分	1月～12月	428,571	× (19－(5＋1))	× 12 ÷ 12	5,571,423	5,571,423	66%	3,677,139	16%	891,427
平成29年分	1月～12月	428,571	× (19－(5＋1))	× 12 ÷ 12	5,571,423	5,571,423	66%	3,677,139	16%	891,427
平成30年分	1月～8月	428,571	× (19－(5＋1))	× 8 ÷ 12	3,714,282	3,714,282	66%	2,451,426	16%	594,285
合計					59,571,368			39,671,384		9,177,127

注1：「残存期間年数から調整年数に1年を加えた年数を控除した年数」

注2：一時所得に係る金額は、本件最終一時金を受領する以前は存在しないため、平成18年10月以前は該当なし。